

京都創造者大賞実施規約

第1章 総則

(目的)

第1条 日本国内または世界に向けて、京都府域における「京都ブランド」のイメージアップや京都の都市格向上に著しく貢献している、または今後貢献することが大いに期待される個人、法人、団体及びその商品や技術、サービス等を顕彰し、その功績をたたえることを目的に京都創造者大賞(以下「本賞」という。)を設ける。

第2条 この規約は、本賞の実施運営及び組織等について必要な事項を定める。

第2章 実施体制

(主催)

第3条 本賞は、京都創造者大賞顕彰委員会が主催、実施する。

第3章 顕彰委員会

(設置)

第4条 本賞を主催、実施するため、京都ブランド推進連絡協議会のもとに京都創造者大賞顕彰委員会(以下「顕彰委員会」という。)を設置する。

2. 顕彰委員会は、京都府、京都市、京都商工会議所及び関係団体等により組織する。

(実施事項)

第5条 顕彰委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 本賞の実施に関する事項
- (2) 京都創造者大賞選考委員会の設置に関する事項
- (3) 受賞者の最終決定に関する事項
- (4) 本賞の授賞式に関する事項
- (5) 本規約の改廃にかかる選考委員会への付託に関する事項

(委員長)

第6条 顕彰委員会に、委員長を置く。

2. 委員長は、委員会を代表する。
3. 委員は、委員長が委嘱する。
4. 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、委員の協議により代理者を定め、その職務を執行する。

(特別顧問)

第7条 顕彰委員会に、特別顧問を置くことができる。

2. 特別顧問は、必要に応じて委員長が委嘱する。
3. 特別顧問は、本賞の事業全般について、必要に応じ顕彰委員会に意見を述べ、助言を行う。

(任期)

第8条 委員の任期は、第20条に規定する解散の時までとする。但し、委員長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第4章 選考委員会

(設置)

第9条 本賞の円滑な運営を図るため、京都創造者大賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(実施事項)

第10条 選考委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 本賞の募集及び受賞者の選考に関する事項
- (2) 顕彰委員会への選考結果の報告に関する事項
- (3) 顕彰委員会の付託を受け本規約の改廃に関する事項

(委員長)

第11条 選考委員会に、委員長を置く。

2. 委員長は顕彰委員会委員長が委嘱する。
3. 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(委員)

第12条 選考委員会の委員は、顕彰委員会の承認を経て、顕彰委員会委員長が委嘱する。

(任期)

第13条 委員の任期は、第20条に規定する解散の時までとする。特段の事情がない場合、その職名にあるものが毎年度委員に引き続き就任するものとする。

(招集)

第14条 選考委員会は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

2. 選考委員会は3分の1以上の出席をもって成立する。
3. 選考委員会に出席出来ない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または、議決権を代理の者に委任することができる。この場合、当該者は出席したものとみなす。
4. 選考委員会の議長は、委員長があたる。

第5章 賞の種類、副賞

(賞の種類)

第15条 本賞に以下の賞を設ける。

- (1) 京都創造者大賞 1点
 - (2) 京都創造者賞 数点
2. 前項にかかわらず、選考委員会において優れた活動と認められた場合は顕彰委員会の承認を得て、別途賞を設けることが出来る。

(副賞)

第16条 前条の受賞者に対して、表彰状並びに別途定める副賞を授賞式において贈呈する。

(賞の取り消し)

第17条 受賞発表後でも、虚偽の事実や本賞の名誉を毀損する事実があった場合は、顕彰委員会において協議の上、賞を取り消すことが出来る。

第6章 募集要項

(募集要項)

第18条 本賞の募集に当たっては別途募集要項を定める。

第7章 選考要領

(選考要領)

第19条 本賞の選考については選考委員会が行い、その結果を顕彰委員会において承認を求める。賞の選考方法については、別途選考要領を定める。

第8章 解散

(解散)

第20条 顕彰委員会及び選考委員会は、顕彰委員会の決定をもって解散する。

第9章 事務局

(事務局)

第21条 本賞の事務を処理するため、京都ブランド推進連絡協議会内に事務局を置く。

第10章 補足

(規約の改廃)

第22条 本規約を改廃しようとする時は、顕彰委員会の付託を受けた選考委員会の決定を経なければならない。

第23条 この規約に定めるもののほか、本賞の運営に関し必要な事項は、顕彰委員会委員長が別に定める。

付 則

この規約は、平成19年1月24日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年2月14日から施行する。